

令和5年度 第9回江北町農業委員会総会議

1. 日 時 令和5年11月6日(月) 9時30分から10時00分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会長 古賀 健則

副会長 岸川 満子

1番委員 武富 友清

2番委員 土井 雅義

3番委員 百崎 政光

4番委員 谷口 重光

5番委員 相原 里美

6番委員 田中 輝孝

7番委員 田中 満也

8番委員 大串 弘之

9番委員 井上 勝則

10番委員 中島 吉信

11番委員 橋本 秀徳

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (3件)

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について (1件)

第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (7件)

第5 議案第3号 江北町農業振興地域整備計画の変更にかかる照会について

5. 農業委員会事務局職員

局長 宮本 大樹

係長 土井 広幸

主査 原田 健太郎

6. 会議の概要

- 事務局 只今から令和5年度、第9回総会を開会いたします。
はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。
- 会 長 **【会長挨拶】**
- 事務局 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議はありませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 それでは、7番委員、8番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員主査を指名します。
- 議 長 つづきまして、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」の報告内容を事務局からお願いします。
- 事務局 **【資料より説明】**
- 議 長 ありがとうございます。それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 長 つづきまして、日程第5、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 では資料に沿って説明を致します。**【資料より説明】**
- 議 長 ありがとうございました。つづきまして、地区担当委員から議案第2号の現地調査の結果並びに補足説明を、5番委員をお願いいたします。

- 5 番委員 内容は事務局の説明されましたとおりで、転用申請者と今回の転用の話を聞き同意をしました。農地につきましては、現在大豆を栽培されており管理もよくされています。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 意見がないようですが私から転用事業者に要望ですが、西側には農地が広がっており、私も今回の申請地の西側で耕作をしています。転用事業者に時期によっては農薬散布をしたり、夜遅くまで農作業をしている旨を入居者に伝えてほしいと思います。転用事業者に会える機会があったら会って伝えてもよいと思っています。
- 事務局 県の許可指令書がでて転用事業者が受け取りに来るときに伝えるようにします。また、受け取りに来られる日時が分かれば会長に連絡したいと思います。
- 議 長 それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議 長 (全員挙手)
- 全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり決定します。
- 議 長 つづきまして、日程第 4、議案第 2 号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、第 2 号の議案書をご覧ください。今回は 7 件でございます。面積は 5 4, 4 3 6 平方メートルです。
- 【事務局より説明】**
- 議 長 ありがとうございます。次に地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。受付番号 1 番を 8 番委員、受付番号 2 番を 8 番委員と 3 番委員、受付番号 3 番を 3 番委員、受付番号 4 番・5 番・6 番を 5 番委員、受付番号 7 番を 2 番委員にそれぞれお願いします。
- 8 番委員 受付番号 1 番ですが、大豆を作付けされており問題ありません。
- 8 番委員 続いて受付番号 2 番ですが、大豆を作付けされており問題ありません。

- 3 番委員 受付番号 2 番ですが、大豆を作付けされており問題ありません。
- 3 番委員 続いて受付番号 3 番ですが、大豆を作付けされており問題ありません。
- 5 番委員 受付番号 4 番・5 番・6 番ですが、大豆を作付けされており問題ありません。
- 2 番委員 受付番号 7 番ですが、大豆を作付けされており問題ありません。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 それでは採決いたしますが、今回の議案で私が関係者となっていますので退室します。そのため以降の進行を副会長にさせていただきます。【会長退室】
- 副会長 では、議案第 2 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり決定します。
- 【会長入室】
- 議 長 つづきまして、日程第 5、議案第 3 号の江北町農業振興地域整備計画の変更にかかる照会について、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 江北町長より令和 5 年 10 月 26 日付けで江北町農業振興地域整備計画について意見を求められています。農業用振興地域から除外する土地で今回 3 件あります。
- 1 件目の内容は一般住宅の建設で申請者は●●、申請地は大字上小田字檜原 1498 番で面積は、483 m²、地目は田、農地区分については第 2 種農地です。
- 続いて 2 件目と 3 件目は隣接していますので合わせて説明します。内容は特定建築条件付売買予定地で申請者は●●、申請地は大字八町字●▼番、面積は 148 m²と申請者は●●、申請地は▼番で面積は 420 m²、地目は共に畑で、農地区分は共に第 1 種農地です。転用許可要件については、内容のとおり条件を満たしております。詳細な議案の朗読は省略します。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたしますが、本議案について9番委員が関係者となっています。では5番委員退室をお願いします。【9番委員退室】

それでは採決をします。議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり決定します。

【9番委員入室】

以上で本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了しました。最後に、委員から発言があれば挙手をお願いします。

(発言なし)

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

10:00閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

議長 .

署名委員 .

.